延島東地区活性化計画

栃木県・小山市

平成23年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 延島東地区活性化計画

都道府県名【栃木県 市町村名【小山市 地区名(※1) 延島東地区 福良地区 計画期間(※2) 平成23年度~平成27年度

目 標:(※3)

延島東地区外1地区を含む本地域は、小山市東部に位置する延島、福良からなる米麦、野菜産地であり、新4号国道を経由して首都圏を市場とした出荷形態を主としている。しかしながら、本地域については、通作及びほ場から集出荷場等への一次輸送のための農業用道路や農業用用排水施設の整備水準が低いことから、通作の不便さや荷痛みの発生、大型機械化体系への移行に支障を及ぼす等、効率的な営農が困難な状況となっている。このような状況から、農業用道路を整備・保全し営農環境を改善することで、効率的安定的な農業経営の実現に資するとともに、農業就業者の離農抑制及び新機就農者の確保定住等をはかる。本地域では、農家戸数が平成17年度で523戸、平成22年度で455戸と68戸(13%)の減少となったが、今後の農家戸数の減少を平成28年度において40戸減(9%)、415戸に抑制し当地域の定住化を図り、水稲と野菜などの複合経営の促進と管理労力の削減・地域農業の振興を図り、農業経営の安定化促進及び高齢化や後継者不足の解消を目標とします。

目標設定の考え方

地区の概要:

本市は、いのち・豊かな心・ゆとりと癒しを育む「水と緑と大地」の素晴らしい自然環境と、市内から多数出土する縄文遺跡に象徴される古くから連綿と築かれた自然と共存した生活の歴史があり、東京圏からわずか60kmの栃木県南部に位置する交通の要衝地である。延島東地区及び福良地区は、小山市の東端に位置し、市内でも農業が盛んな地域で、営農形態は米、麦、野菜による複合経営であり、農産物は新4号国道を経由して東京方面へ出荷されている。また、平成18年には両地区を含む絹地域に「絹ふれあいの郷」という地域農家による農産物の直販店をつくり、地域農産物のPRに努め、農産物を通じた都市住民との交流を図っている。

現状と課題

水稲・麦・野菜等の生産が盛んであるが、圃場整備において整備された道路の大半は砂利舗装となっており、凹凸が随所にみられるなど損耗が激しいため、近年の大型化が進んだ農業機械等に対応が出来ず、農作物・生産資材等の運搬及び作物の荷傷みなど支障をきたしているのが現状である。

本整備により、圃場からJA施設への生産物の運搬、集落から圃場への生産資材の輸送の改善及び農業の機械化を推進し、高生産性農業の確立による地域の農業・農村 構造の改善を基本に、地域の活性化を図ることが課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化・後継者不足が進み、地域活力が低下する中、農地の保全、基盤整備、後継者の育成や農地の集約化等を促進して農業経営の安定化を図り地域活 性化を目指す。

具体的には、農道の保全対策を行うことによって、生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上により安定した農業経営の持続・展開を図り、当地域の平成27年の農家戸数を平成22年度比40戸減の415戸に抑制することを目標とする。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

<u> </u>	, — , (,), o _ , 1 - /,					
市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体		法第5条第2項第 3号イ・ロ・ハ・ニ の別(※3)	備考
小山市	延島東地区	基盤整備(土地改良施設保全)	小山市	有	イ	H23~24
小山市	福良地区	基盤整備(土地改良施設保全)	小山市	有	イ	H23
				·		

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について 記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な 事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容に ついて記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

延島東地区(栃木県小山市) 区域面積(※2) 925ha 区域設定の考え方 (※3) ①法第3条第1号関係: 当該区域の925haのうち農林地面積は約755haで8割以上を占め、当該区域における農業就業者は455人であり、農家戸数は 全体戸数1019戸の内455戸でありおおむね45%である。 ②法第3条第2号関係: 当地域の農家戸数は平成17年度から平成22年度の間に13%減少しており、農業従事者においては高齢化や後継者 不足が進んでおり、地域活性化のためには、基盤整備により生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加や農業 従事者の経営意欲を向上させることにより定住化を進めることは必要不可欠な区域である。 ③法第3条第3号関係: 農振地域の為、市街地を形成している地域は含んでいない。

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 ······該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

		地目		地目			新たに権利を取得する		^ト るもの	既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		
						土地所	f有者		土地南	所有者	農地(※2)	市民農園施設		
土地の所在	地番	登記簿	現況	地積(㎡)	権利の 種類(※1)	氏名	住所	権利の 種類(※1)	氏名	住所	市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	種別(※3)	備考	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

\—/·/·/////			<u> </u>				
整備計画	種別(※5)	構造	(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物							
工作物							
計							

(3)開設の時期	<u>(農林水</u> 産省令第2条第4号二

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたは口を記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・ 建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項・・・・・該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は 移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利 の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する 事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等 農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準 について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、 存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、 残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、 借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、 例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律 関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

当該地域の農家戸数は、平成17年523戸から平成22年455戸と68戸(13%)減少しているが、農業従事者の高齢化や後継者不足のため 農業経営の維持が困難になっている。このため、平成28年の農家戸数を平成22年度比40戸減(9%)415戸に抑制することを目標とする。 その達成状況については平成28年度の事後評価時に農業委員会選挙人名簿を基に確認する。

また、公表にあたっては第三者の意見を聴取する。

県としては小山市の評価について妥当性を確認する。